

佐監第71号の19
令和7年12月22日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 滝 田 理
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊
佐倉市監査委員 岡 村 芳 樹

令和7年度定期監査及び行政監査報告（第1回）

佐倉市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

記

第1 監査の対象部署

1 予備監査及び監査委員監査

(1) 市民部

市民課、健康保険課、自治人権推進課、佐倉市民サービスセンター、佐倉市パスポートセンター、ミレニアムセンター佐倉、消費生活センター、市民公益活動サポートセンター

(2) 福祉部

社会福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、障害福祉課

(3) こども支援部

子育て交流センター

(4) 健康推進部

健康推進課、母子保健課

(5) 経済環境部

農政課、商工振興課、生活環境課、廃棄物対策課

(6) 農業委員会事務局

(7) 教育部

中央公民館、佐倉図書館

2 書面審査

(1) 市民部

志津出張所、臼井・千代田出張所、根郷出張所、ユーカリが丘出張所、和田出張所、弥富派出所、西志津市民サービスセンター、志津コミュニティセンター、和田ふるさと館、千代田・染井野ふれあいセンター

(2) こども支援部

こども政策課、こども保育課、こども家庭課

(3) 都市部

都市計画課、公園緑地課、建築指導課、住宅課、市街地整備課

(4) 選挙管理委員会事務局

第2 監査の着眼点及び方法

監査対象所属の事務事業が法令・例規等に従って適正に行われているかどうかといった合規性の観点とともに、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、次に掲げる着眼点に基づき実施するほか、佐倉市監査基準に準拠し、実査、確認、証憑突合、帳簿突合、質問等、通常実施すべき手続を選択し適用した。

なお、着眼点は以下のとおりである。

- 1 予算執行が、適正かつ計画的、効率的に行われているか。
- 2 事務事業の執行及び管理運営が、適正かつ合理的、効率的に行われているか。
- 3 工事及び委託事業等の契約事務が、随意契約も含め適正かつ効率的に執行されているか。
- 4 指摘事項は、是正又は改善されているか。
- 5 各種の帳簿、証拠書類は整備され、記載内容に整合性はあるか。
- 6 各種団体に支出している負担金の必要性及び効果は検証されているか。
- 7 備品が適正に管理されているか。
- 8 時間外勤務の削減策が適切に実施されているか。

第3 監査の日程

令和7年8月19日から令和7年12月22日まで

第4 監査の範囲

令和7年度事務事業（必要に応じて過年度分も対象とした）

第5 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務遂行に一層努力されたい。

1 指摘事項

※ 指摘事項：法令等に違反し、若しくは不当と認められるため是正を求める事項又は経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項（措置結果の報告を求める）

※【措置済み】：軽微な事項で、監査結果確定までに改善策を講じたもの

（1）契約事務について

ア 事業の執行伺の記載について（障害福祉課）

執行伺については、佐倉市契約事務要綱第3条により、事業を執行

するときは、執行伺の起案に事業名、事業場所等の必要事項を明記しなければならないことが規定されている。

しかし、執行伺の記載内容に誤りのあるものが 1 件認められた。

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

イ 隨意契約該当理由について（自治人権推進課、社会福祉課、健康推進課、農業委員会事務局）

随意契約執行の際、随意契約の根拠となる地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に記載されている理由の選択誤りが 5 件（自治人権推進課 1 件、社会福祉課 1 件、健康推進課 2 件、農業委員会事務局 1 件）認められた。

今後は、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を確保されたい。

ウ 予定価格書について（自治人権推進課）

随意契約においては、佐倉市財務規則第 143 条により、同条各号のいずれかに該当する契約を除き、同規則第 128 条第 1 項の準用により予定価格を定め、同規則第 130 条の準用により予定価格書を作成することが規定されている。

しかし、予定価格書の見積書比較価格に誤りのあるものが 2 件、見積徴取日に誤りのあるものが 1 件認められた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

エ 見積書について（自治人権推進課、市民公益活動サポートセンター、介護保険課、農業委員会事務局）

随意契約においては、佐倉市契約事務要綱第 26 条第 1 項により、見積書には、見積金額、宛名、自己の名称又は商号、事業名称、事業場所及び見積徴取日を明記しなければならないことが規定されている。

しかし、見積書に事業場所が明記されていないものが 6 件（自治人権推進課 2 件、市民公益活動サポートセンター 1 件、介護保険課 2 件、農業委員会事務局 1 件）、事業名称が明記されていないものが 1 件（介護保険課）認められた。

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

オ 隨意契約関係書類について（自治人権推進課、生活環境課、農業委員会事務局）

随意契約事務については、各担当課の責任において、適正に事務を執行する必要がある。

随意契約における事務手続については、契約検査課により「随意契約チェックリスト」が作成されており、随意契約の事前準備から契約

締結までに行う事務の進捗確認や誤り防止に活用されている。

しかし、随意契約の事務手続について、同意書の協議同意日が会計年度前の日付となっているものが1件（生活環境課）認められた。

また、契約締結起案の記載内容に誤りのあるものが1件（自治人権推進課）認められた。

さらに契約書中、契約相手方の名称に誤りのあるものが1件（農業委員会事務局）認められた。

今後は、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を確保されたい。

（2）切手受払簿について（障害福祉課、健康推進課、佐倉図書館）

切手等については、私的流用、盜難防止策等、適正な管理を確保するため、佐倉市文書管理規程第32条第2項により、又は同項に準じ、郵便切手等受払簿により、その受払を明確にしておかなければならない。

しかし、切手受払簿の記載に関し、記載のないものが2件（障害福祉課、健康推進課）、訂正のないものが1件（健康推進課）、受領印のないものが1件（佐倉図書館）、訂正印のないものが1件（障害福祉課）認められた。

今後は、切手受払簿に適切に記載し、適正な管理を確保されたい。

【措置済み】

（3）現金出納について

ア 払込遅延について（生活環境課）

佐倉市財務規則第36条により、直接収納した現金等は、その経理を明らかにするとともに、納付書により翌営業日までに指定金融機関等に払い込まなければならないことが規定されている。

しかし、収納金に関し、払込み遅延が15件認められた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な管理を確保されたい。

イ 現金出納簿について（佐倉市パースポートセンター、ミレニアムセンター佐倉、介護保険課、生活環境課）

佐倉市財務規則第50条第2項により、収納出納員は、現金出納簿を備え、直接収納に係る現金等の受払を記載して整理しなければならないことが規定されている。

しかし、現金出納簿の記載に関し、記載誤りが351件（佐倉市パースポートセンター342件（すべて記載方法誤認によるもの）、ミレニアムセンター佐倉5件、介護保険課1件、生活環境課3件）認められた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な管理を確保されたい。

【措置済み】

（4）前渡資金について（障害福祉課）

佐倉市財務規則第75条により、資金前渡職員は、前渡資金出納簿を備え、その取扱いに係る収支を記載しなければならないことが規定されている。

しかし、前渡資金出納簿の記載に関し、記載誤りが5件認められた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な管理を確保されたい。

【措置済み】

(5) 歳入調定手続きについて（介護保険課、廃棄物対策課）

佐倉市財務規則第28条第1項により、歳入徴収者は歳入を収入しようとするときは調定決議書により調定しなければならないと規定されている。

しかし、介護保険料及び延滞金の調定が行われていないものが14件（介護保険課）、清掃手数料の調定が行われていないものが1件（廃棄物対策課）認められた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な管理を確保されたい。

【措置済み】

(6) 文書の管理について

ア 文書の収受について（自治人権推進課）

佐倉市文書管理規程第12条により、同条第3号に規定する刊行物、ポスター等を除き、文書及び荷物は、直ちに開封して確認の上、文書の余白に文書收受印を押印するものと規定されている。

しかし、補助金交付関係書類に文書收受印の押印のないものが1件認められた。

今後は、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いを確保されたい。

イ 起案文書等の日付について（健康保険課、高齢者福祉課、健康推進課、母子保健課、農政課、佐倉図書館）

佐倉市文書管理規程第19条第4号により、起案文書には、保存期間、起案年月日等の必要事項を表示するものとすると規定されている。

また、同規程第28条により、起案者は決裁の終わった起案文書（以下「決裁文書」という。）に所定事項を記入し、併せて施行の手続をすると規定されている。さらに、同規程第33条第1項により、決裁文書には施行日を表示しておかなければならぬと規定されている。

しかし、決裁日の記載漏れが7件（健康保険課1件、高齢者福祉課1件、健康推進課3件、農政課1件、佐倉図書館1件）、施行日の記載漏れが14件（健康保険課1件、高齢者福祉課2件、健康推進課5件、母子保健課1件、農政課4件、佐倉図書館1件）認められた。

今後は、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いを確保されたい。

ウ 起案文書の訂正について（健康保険課）

佐倉市文書管理規程第19条第5号により、起案文書を訂正するときは、訂正を加えた箇所に朱線を引き、訂正者が訂正した旨の表示をするものと規定されている。

しかし、訂正者の表示のないものが1件認められた。

今後は、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いを確保されたい。

（7）起案文書における事前の供覧について（市民課、健康保険課、自治人権推進課、ミレニアムセンター佐倉、高齢者福祉課、介護保険課、障害福祉課、健康推進課、母子保健課、農政課、商工振興課、生活環境課、廃棄物対策課、農業委員会事務局）

佐倉市事務決裁規程第3条第8項により、起案者は、市長が別に定める事務に関して起案を行うときは、最初の審査者による審査を受ける前に、当該審査者が指名する職員にその内容を供覧しなければならないと規定されている。さらに、令和6年12月11日付け佐行第625号総務部長通知により、契約関連事務について事前の供覧を行う者（確認者）による確認を行い、その旨を明示することが追加された。

しかし、契約の執行伺及び契約締結伺の起案において、確認者による事前の供覧が明示されていなかったものが74件（市民課4件、健康保険課8件、自治人権推進課11件、ミレニアムセンター佐倉4件、高齢者福祉課11件、介護保険課2件、障害福祉課11件、健康推進課6件、母子保健課6件、農政課1件、商工振興課4件、生活環境課2件、廃棄物対策課2件、農業委員会事務局2件）認められた。

今後は、佐倉市事務決裁規程等を遵守し、適正な事務決裁を徹底されたい。

（8）備品の管理について（自治人権推進課）

佐倉市財務規則第279条第1項により、所管に属する備品については、備品台帳一覧表を備えて記録し、常に備品の状況を明らかにしておかなければならぬと規定されている。

しかし、備品台帳一覧表に記載されている備品と、所管に設置し保管されている備品が一致しなかった。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な備品の管理を確保されたい。

【措置済み】

（9）職員服務規程の遵守について

ア 出張命令書について（社会福祉課、障害福祉課、健康推進課、農政課、生活環境課、農業委員会事務局、佐倉図書館）

佐倉市職員服務規程第21条第1項により、職員に対する出張命令は、出張命令書により行わなければならぬと規定されている。

しかし、研修等の出張において、出張命令書により行われていないものが 13 件（社会福祉課 1 件、健康推進課 11 件、農政課 1 件）認められた。

また、出張命令書の入力誤りが 11 件（社会福祉課 1 件、障害福祉課 1 件、健康推進課 2 件、生活環境課 4 件、農業委員会事務局 2 件、佐倉図書館 1 件）認められた。

今後は、佐倉市職員服務規程を遵守し、出張における服務規律の徹底を図られたい。

【措置済み】

イ 復命書について（健康推進課、佐倉図書館）

佐倉市職員服務規程第 21 条第 2 項により、職員は、出張を終えて帰庁したときは、速やかに復命書により上司に復命しなければならないと規定されている。

しかし、決裁区分に誤りのあるものが 2 件（健康推進課、佐倉図書館）認められた。

今後は、佐倉市職員服務規程を遵守し、出張における服務規律の徹底を図られたい。

【措置済み】

2 意見

※ 意見：法令等に照らしては違反や不備、不適切事項には当たらないが、事務の進め方における工夫や努力、改善によっては今以上に経済性や効率性、有効性が向上すると見込まれる事項について、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査委員からの提言として表明する事項（対応状況の報告を求める）

（1）市独自補助金（助成金・交付金）における補助金交付要綱の補助対象経費について（自治人権推進課、高齢者福祉課）

補助金（助成金・交付金）を交付するに際しては、補助対象経費の範囲を曖昧にせず明確にすることが求められる。各補助金交付要綱に規定する補助対象経費について、対象経費を列挙した最後に「等」と表記したり、「に要する費用」、「に係る費用」と包括的に表記したりするなど、補助対象経費に含みを持たせ、同要綱の規定だけでは、補助の対象となる範囲がはっきりと分からぬものが見受けられた。

補助対象経費については、できる限り明確にするよう努められたい。

（2）佐倉市企業誘致・再投資促進助成金について（商工振興課）

佐倉市企業誘致・再投資促進助成金については、産業振興及び地元雇用の拡大に資することを趣旨としている。当該助成金の対象として、償却資産に係る固定資産税が含まれるが、償却資産については耐用年数が

長くないものもあり、また、耐用年数が短ければ助成金の趣旨に沿った効果としては、限定的であると思われる。

企業の償却資産に対する設備投資については、補助対象期間の見直しがされたものの、更なる研究・検討に努められたい。